

電気事業法違反に対する注意を行いました

九州産業保安監督部は、波及事故を発生させた事業場に対して立入検査を実施した結果、電気主任技術者を選任していない等の電気事業法違反を確認したため、令和3年9月21日、当該事業場の設置者に対し注意を行いました。

1. 概要

(1) 経緯

当部は、令和3年4月5日に福岡県内において発生した波及事故に関し、当該事故を発生させた事業場に電気主任技術者を選任されていないとの報告を受け、事実関係確認のために令和3年4月23日、電気事業法に基づく立入検査を実施しました。

<波及事故の内容>

- ・ 供給支障時間：38分（供給支障戸数：245戸）
- ・ 事故の概要：避雷器用リード線1本が強風で外れ、柱上気中開閉器（PAS）の外箱に接触して地絡。しかし、PASの地絡継電器が動作せず、波及事故となったもの。
- ・ 事故原因：保守不完全
(電気主任技術者未選任により、自家用電気工作物の巡視、点検及び検査が長期間実施されない「保守不完全」によって、同事業場の柱上気中開閉器の地絡継電器が動作しなかったもの。)

(2) 法令違反の内容

立入検査を実施した結果、自家用電気工作物の巡視、点検及び検査等の電気保安について定めるべき保安規程を作成していないという電気事業法第42条第1項違反、及びそれら電気保安の監督を行うべき電気主任技術者を選任していないという電気事業法第43条第1項違反が認められました。

2. 当部の対応

事業場では法令違反に対する改善が図られ、その改善結果は当部へ報告されましたが、事態の重要性に鑑み、当部は事業場の設置者に対し注意を行いました。

(お問い合わせ先)

九州産業保安監督部 電力安全課長 松尾 和宏

担当：野田 智之、鎌田 幸宏

電話：092-482-5522